

租税特別措置等に係る政策の事後評価書

1	政策評価の対象とした政策の名称	関西国際空港土地保有会社の用地整備準備金制度	
2	対象税目	① 政策評価の対象税目	法人税:義
		② 上記以外の税目	
3	内容	<p>《制度の概要》</p> <p>関西国際空港土地保有会社(以下「土地保有会社」という。)が、関西国際空港の空港用地の整備に要する費用の支出に備えるため、次に掲げる金額のうちいずれか低い金額を準備金として積み立てたときは、所得の計算上、損金の額に算入する。</p> <p>① 次に掲げる金額のうちいずれか低い金額</p> <p>イ 空港用地の取得価額の 10%相当額</p> <p>ロ 土地保有会社の所得のうち、土地保有会社と新関西国際空港株式会社(以下「新関西空会社」という。)の連結所得の 20%相当額を超える金額</p> <p>② 空港用地整備債務の額から、前事業年度から繰り越された準備金の額を控除した額</p>	
		<p>《関係条項》</p> <p>租税特別措置法(昭和 32 年法律第 26 号)第 57 条の 7</p>	
4	担当部局	国土交通省航空局航空ネットワーク部近畿圏・中部圏空港課	
5	評価実施時期及び分析対象期間	<p>評価実施時期: 令和 6 年 8 月</p> <p>分析対象期間: 令和元年度～令和 5 年度</p>	
6	創設年度及び改正経緯	<p>昭和 59 年度: 関西国際空港整備準備金制度の創設</p> <p>平成 8 年度: 積立対象拡充(二期島造成費用を追加)</p> <p>平成 24 年度: 対象を土地保有会社に改正</p>	
7	適用期間	<p>空港用地の整備に要した費用に係る債務の返済の完了が予定されている令和 42 年 3 月 31 日まで</p>	
8	必要性等	① 政策目的及びその根拠	<p>《租税特別措置等により実現しようとする政策目的》</p> <p>空港用地整備準備金を適切に確保することで、関西国際空港の整備に要した費用に係る債務の早期かつ確実な返済や空港用地整備に係る費用支出への備えを図り、経営の安定化に資することで関西国際空港を国際拠点空港として機能強化を図る。</p>
			<p>《政策目的の根拠》</p> <p>・関西国際空港及び大阪国際空港の一体的かつ効率的な設置及び管理に関する法律(平成 23 年法律第 54 号)(抄)</p> <p>(国の責務)</p> <p>第 4 条 国は、この法律の目的を達成するため、新関西国際空港株式会社、関係地方公共団体その他の関係者との連携及び協力を確保しつつ、関西国際空港の我が国の国際拠点空港としての機能の再生及び強化並びに両空港の適切かつ有効な活用を通じた関西における航空輸送需要の拡大を図るために必要な措置を確実かつ円滑に実施しなければならない。</p>

		<p>2 (略)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・第三次国土形成計画(全国計画)(令和5年7月 28 日閣議決定)(抜粋) コンセッション方式により民間事業者による運営がなされている関西国際空港及び大阪国際空港においては、運営権者により民間の創意工夫を活かした機能強化が図られており、引き続き、大阪・関西万博等に向けた関西国際空港第1ターミナルリノベーション等の機能強化を推進し、関西3空港※における年間発着容量 50 万回の早期実現を目指す。 <small>※関西国際空港、大阪国際空港、神戸空港</small> ・観光立国基本計画(令和5年3月 31 日閣議決定) 令和7年及びその後を見据えて、航空需要の回復及び増加に的確に対応するため、空港の機能強化等に取り組む。関西空港については、運営権者である関西エアポート株式会社や設置管理者である新関西国際空港株式会社等と連携し、第1ターミナル改修等の機能強化を推進し、関西3空港における年間発着容量 50 万回の実現を目指す。 ・第2次交通政策基本計画(令和3年5月 28 日閣議決定) 基本の方針B. 我が国の経済成長を支える、高機能で生産性の高い交通ネットワーク・システムへの強化 目標① 人・モノの流動の拡大に必要な交通インフラ・サービスの拡充・強化(趣旨) 我が国の成長に不可欠の前提条件として、航空交通・海上交通・陸上交通のインフラやサービスを強化する。(施策)【航空】(抜粋) ○関西国際空港の機能強化を図る。 ・総合物流施策大綱(2021～2025 年度)(令和3年6月15日閣議決定) 新型コロナウイルス感染症の流行により、国際航空物流の重要性が改めて認識される中、航空物流の拠点である空港の機能強化に向けて、国際拠点空港である関西国際空港の機能強化を推進する。
	② 政策体系における政策目的の位置付け	<p>政策目標VI 国際競争力、観光交流、広域・地域間連携等の確保・強化</p> <p>施策目標 24 航空交通ネットワークを強化する</p>
	③ 達成目標及びその実現による寄与	<p>《租税特別措置等により達成しようとする目標》</p> <p>関西国際空港の空港用地の維持管理という土地保有会社の行う事業の公共性等に鑑み、財務体質の健全化を通じて、その適切な業務運営の確保を図る。</p> <p>具体的には、1,766 億円(令和5年度末現在)の債務残高(新関西空会社借入れ分を除く。)を、令和 10 年度末に 1,009 億円にすることを目標として毎年着実に減少させていく。</p> <p>最終的には令和 42 年 3 月 31 日までに、空港用地の整備に要した費用に係る債務の確実な返済を図り、債務残高を 0 とする。</p>

			<p>《当該目標の測定指標》 土地保有会社の債務残高</p> <p>《政策目的に対する租税特別措置等の達成目標実現による寄与》 毎年度、法人税に係る所得金額の一定額を損金算入することで、土地保有会社における法人税の課税がされず、将来の整備支出の需要に備えるとともに、空港用地の整備に要した費用に係る債務の確実な返済を可能にする。 具体的には、ここ5年間、毎年度約 130 億円の損金算入が認められたことも寄与し、債務残高を5年間で約 1200 億円減らすことができた。 本措置により、着実に債務の償還を行うことで、土地保有会社の経営の安定性及び空港の運営基盤の確保により、関西国際空港を首都圏空港と並ぶ国際拠点空港として再生・強化することが可能となる。</p>
9	有効性等	① 適用数	<p>令和元年度：1件 令和2年度：1件 令和3年度：1件 令和4年度：1件 令和5年度：1件</p> <p>本税制の対象となる土地保有会社は1社であることから、適用件数が毎年1件であることをもって適用数が僅少であるということにはならない。</p>
		② 適用額	<p>令和元年度：129.0 億円 令和2年度：130.6 億円 令和3年度：140.9 億円 令和4年度：133.8 億円 令和5年度：125.7 億円 (出典元) 土地保有会社 決算情報 http://www.kiac.co.jp/company/ir/fin/index.html</p>
		③ 減収額	<p>・過去の実績</p> <p>令和元年度：29.9 億円 (損金算入額 129.0 億円 × 法人税率 23.2% = 29.9 億円)</p> <p>令和2年度：30.3 億円 (損金算入額 130.6 億円 × 法人税率 23.2% = 30.3 億円)</p> <p>令和3年度：32.7 億円 (損金算入額 140.9 億円 × 法人税率 23.2% = 32.7 億円)</p> <p>令和4年度：31.0 億円 (損金算入額 133.8 億円 × 法人税率 23.2% = 31.0 億円)</p> <p>令和5年度：29.2 億円 (損金算入額 125.7 億円 × 法人税率 23.2% = 29.2 億円)</p> <p>算出根拠：損金算入額 × 法人税率 (23.2%) 損金算入額根拠：http://www.kiac.co.jp/company/ir/fin/index.html</p> <p>・将来推計</p> <p>損金算入額については毎年度提出することになっている事業計画より記載、税率については変更がないと仮定。</p> <p>令和6年度：28.7 億円 (損金算入額 123.8 億円 × 法人税率 23.2% = 28.7 億円)</p> <p>令和7年度：28.7 億円 (損金算入額 123.8 億円 × 法人税率 23.2% = 28.7 億円)</p>

			<p>令和8年度:28.7 億円 (損金算入額 123.8 億円×法人税率 23.2%=28.7 億円)</p> <p>令和9年度:28.7 億円 (損金算入額 123.8 億円×法人税率 23.2%=28.7 億円)</p> <p>令和10年度:28.7 億円 (損金算入額 123.8 億円×法人税率 23.2%=28.7 億円)</p> <p>算出根拠:損金算入額×法人税率(23.2%) 損金算入額根拠:令和6年度においては、土地保有会社事業計画より記載、以降の年度は令和6年度から変更がないと仮定 法人税率根拠:現在の税率に変更がないと仮定</p>
		④ 効果	<p>《政策目的の達成状況及び達成目標の実現状況》</p> <p>令和元年度から令和5年度末までに約 660 億円の法人税における損金算入を受け、法人税の課税がされておらず、これを返済原資の一部として債務の償還を行ってきたところである。各年度の債務残高は、下記の通り。</p> <p>土地保有会社の債務残高(新関空会社借入れ分を除く)</p> <p>令和元年度:3,052 億円 令和2年度:2,528 億円 令和3年度:1,964 億円 令和4年度:1,859 億円 令和5年度:1,766 億円</p> <p>(出典元)土地保有会社 決算情報 http://www.kiac.co.jp/company/ir/fin/index.html</p> <p>《達成目標に対する租税特別措置等の直接的効果》</p> <p>令和元年度から令和5年度末までに約 660 億円の法人税における損金算入を受け、法人税の課税がされておらず、これを返済原資の一部として債務の償還を行ってきたところである。(令和元年度債務残高 3,052 億円→令和5年度末債務残高 1,766 億円)</p> <p>令和41年度までに債務の完済を予定しているところ、もし、本措置が延長されなかった場合、債務の返済に回せる額が少なくなることにより、土地保有会社の財務体質の健全化及び安定的な運営が難しくなり、当該目標の達成が困難となる。</p>
		⑤ 税収減を是認する理由等	<p>本措置により、令和元年度から令和5年度末までに約 660 億円の法人税における損金算入を受け、法人税の課税がされておらず、これを返済原資の一部として債務の償還を行ってきたところである。(令和元年度債務残高 3,052 億円→令和5年度末債務残高 1,766 億円)</p> <p>これによって、土地保有会社の財務体質の健全化が図られている。</p>
10	相当性	① 租税特別措置等によるべき妥当性等	<p>将来の整備支出の需要に備えるとともに、空港用地の整備に要した費用に係る債務の確実な返済のため、空港用地の取得価額の 10% 相当額又は土地保有会社の所得のうち、土地保有会社と新関空会社の連結所得の 20%相当額を超える金額を損金算入し、土地保有会社における法人税の課税がされないことで、適正な法人税負担とされ、安定的な運営を確保することができるため、本措置は妥当である。</p> <p>なお、土地保有会社の所得は用地整備準備金として積み立てなければならない旨省令に規定されているなど、一般の営利企業とは明らかにその性質が異なることから、本措置が講じられているものであり、補助金等の他の政策手段によって措置することは適当ではない。</p>

		② 他の支援措置や義務付け等との役割分担	同様の政策目的に係る他の支援措置や義務付け等は存在しない。
		③ 地方公共団体が協力する相当性	地方税に関係しない。
11	有識者の見解		—
12	評価結果の反映の方向性		<p>前回の事後評価時の政策目的である、「関西国際空港を首都圏空港と並ぶ国際拠点空港として再生・強化」については、債務残高0の達成目標が達成されておらず、引き続き取組が必要である。</p> <p>本措置は、空港用地の整備に要した費用に係る債務を早期かつ確実に返済しつつ、将来の空港機能の再生・強化のための整備支出に備えることを可能にし、関西国際空港が国際拠点空港として発展するために不可欠なものであるから、引き続き存続すべき制度である。</p>
13	前回の事前評価又は事後評価の実施時期		令和元年8月